

佐久地域防災対策連絡協議会設置要綱

（設 置）

第1 佐久地域における大規模災害に係る防災対策を県、市町村及び防災関係機関が総合的、計画的に推進することを目的に、佐久地域防災対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事務を行う。

- (1) 大規模災害時における県、市町村及び防災関係機関の連携のあり方に関すること。
- (2) 大規模災害時における具体的な広域避難計画の策定に関すること。
- (3) 防災対策に係る情報交換に関すること。
- (4) その他必要と認められること。

（構 成）

第3 連絡協議会は、別表に掲げる防災関係機関から推薦された者をもって構成する。

（組 織）

第4 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は佐久地方事務所長をもって充て、副会長は会長が指名した者とする。

（職 務）

第5 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（事務局）

第6 連絡協議会の事務を処理するため、佐久地方事務所地域政策課内に事務局を置く。

（会 議）

第7 連絡協議会は会長が招集する。

2 会長は必要があると認める時は、関係者の出席を求めることができる。

（専門部会）

第8 連絡協議会に、特別な事項について専門的に検討する専門部会を設けることができる。

（補 則）

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月27日から施行する。

(別表)

小諸市

佐久市

小海町

佐久穂町

川上村

南牧村

南相木村

北相木村

軽井沢町

御代田町

立科町

気象庁浅間山火山防災連絡事務所

中部電力株式会社佐久営業所

株式会社N T T 東日本一関信越

佐久保健福祉事務所

佐久建設事務所

佐久地方事務所